

世田谷区告示第521号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和8年7月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年7月10日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区野沢一丁目518番7から518番8まで

3 変更の区域

延長 9.04メートル

幅員 1.48メートルから1.55メートルまで

面積 13.73平方メートル

案内図

	特別区道路線の区域編入部分（区域決定）
---	---------------------

街区	野沢一丁目32番
----	----------

